

社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会ボランティアセンター登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）設置規定（平成27年12月22日施行）第1条の目的に基づき、市内で行われているボランティア活動の推進を図るため、ボランティアセンター登録に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

(登録の対象となる団体)

第3条 登録できる団体は、鹿沼市内を主な活動地域とし、主体的な参加に基づくボランティア活動及び社会貢献の一環としてボランティア活動に取り組む団体とし、以下の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動団体組織が構成員5名以上で確立していること
- (2) 活動が年間を通して定期的に実施されていること
- (3) 自主的に財源確保に努力し、会員による会費負担がなされていること
- (4) 活動の目的、内容が明確化されていること
- (5) 活動の目的が営利・宗教・政治活動でないこと
- (6) 常に連絡ができる住所・電話番号などの連絡先を有していること
- (7) 暴力団又はその構成員、もしくはその統制下にある団体など、法令、公序良俗等に違反していないこと

(個人ボランティアの登録及び要件)

第4条 個人ボランティアの登録を申請する者は「個人ボランティア登録カード」（第4条関係）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、登録の要件は、前条（4）号から第（7）号を準用する。

(団体登録の申請)

第5条 ボランティアセンター登録を申請する団体は、次の書類に必要事項を記入のうえ会長に提出しなければならないものとする。

- (1) 「団体登録申請書（兼変更届）」（様式第1号）
- (2) 「団体の会員名簿」（様式第2号）
- (3) その他、会長が特に必要と認める書類

(登録の承認)

第6条 会長は、「団体登録申請書（兼変更届）」（様式第1号）及び「個人ボランティア登録カード」（第4条関係）の提出を受けたときは、記載事項が第3条の登録要件を満たしているか確認し、登録を承認する。第4条から第5条の申請に基づき登録の承認を決定したときは、「団体・個人登録（承認・不承認・取消）通知書」（様式第3号）を交付するものとする。

2 会長は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わないことができる。

- (1) 過去に登録を取り消されたものからの申込があった場合
- (2) 登録申し込みにあたり、記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 登録の承認を行わない正当な事由のある場合

(登録の有効期限及び更新)

第7条 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。年度の途中登録については、登録完了日の年度の3月31日までとする。

2 会長は、登録者に対し、登録の有効期限までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録を承認された団体及び個人は、第4条に規定する登録の内容に変更が生じた場合は、その都度「団体登録申請書(兼変更届)」(様式第1号)により登録に変更のあった内容、部分のみ記載し、関係する資料を添付し、速やかに会長にその旨を届出なければならない。

(登録の取消)

第9条 会長は登録団体及び個人が、次の各号に該当したとき、または活動が不適切であると認められたときは、登録を取り消し、第5条第1項の「団体・個人登録(承認・不承認・取消)通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

(1) 登録取消しの申し出があったとき

(2) 第3条(1)号～(4)号に規定する要件に該当しなくなったとき

(3) 第3条(5)号～(7)号に該当したとき

(4) 連絡なく、ボランティアセンターが指定する提出期限内に更新手続きを行わなかったとき

(5) 団体の所在が確認できないとき

(6) 虚偽、その他不正の行為による登録並びに活動を行ったとき

(7) その他、会長が登録を不適切であると認めたとき

(ボランティアセンター活動への協力)

第10条 登録を受けた団体及び個人は、ボランティアセンターが行う各号の事業及び方針に協力する。

(1) 団体の活動情報を本会ホームページ等へ掲載すること

(2) 見学、入会等の紹介の協力に関すること

(3) ボランティアニーズに対する照会に関すること

(4) 本会の主催するボランティア事業への協力に関すること

(5) 法令、規則、倫理等を遵守すること

(6) プライバシーの配慮を尊重することに関すること

(活動支援等)

第11条 ボランティアセンターは、登録を受けた団体及び個人に対し各号の支援を行う。

(1) ボランティア活動に関する相談及び支援に関すること

(2) ボランティア活動等に関する周知に関すること

(3) その他必要と認める支援に関すること

(個人情報の取扱い)

第12条 登録に関して知り得た個人情報については、本会個人情報保護規定(平成11年1月1日施行)に基づき適切に取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。